

12月市議会閉会まで

非 公 開

1

令和5年10月31日

部長会議資料

# 令和5年度に選定を追加する施設について (令和6年度中に管理運営を開始する指定管理者の選定)

総務部 公有財産活用グループ  
公共施設マネジメント推進課



## 指定管理者選定委員会（令和5年10月16日開催）

「長野市南部勤労者活躍支援センター」及び「ながのこども館（城山公園屋内遊戯施設）」について、制度の新規適用、公募・非公募の妥当性などについて審議

### （1）新規導入・非公募

No	施設名称	施設数	指定期間	非公募で選定する団体
1	長野市南部勤労者活躍支援センター	1	2年7ヶ月	協同組合長野シーアイ開発センター

**【新規導入の理由】** 当該施設は、勤労者福祉施設の再編の一環として、旧南部働く女性の家と南部勤労青少年ホームの機能を引き継ぐ施設として、令和3年度末に閉館した旧南部働く女性の家の建物を転用し整備するもので、**再編前と同様に、講座の提供を行う施設であり民間事業者のノウハウが必要なことから、オープンに合わせ制度を導入するため。**

**【指定期間の理由】** 指定期間満了日を、**北部勤労青少年ホームほか3施設に合わせるため。**

施設	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
北部勤労青少年ホームほか3施設	指定期間 (R4.4~R9.3)				
当該施設			工事	指定期間 (R6.9~9.3)	

非公募の理由

【指針第2項第7号※に該当】

※ 公募によらない指定管理者選定に関する指針：新たに項目を追加する。

- ・当該施設は、旧南部働く女性の家及び南部勤労青少年ホームを引き継ぐ施設であり、**施設運営の切り替えを円滑に進めるには、両施設の指定管理者へ委任することが望ましいため。**

## (2) 新規導入・公募

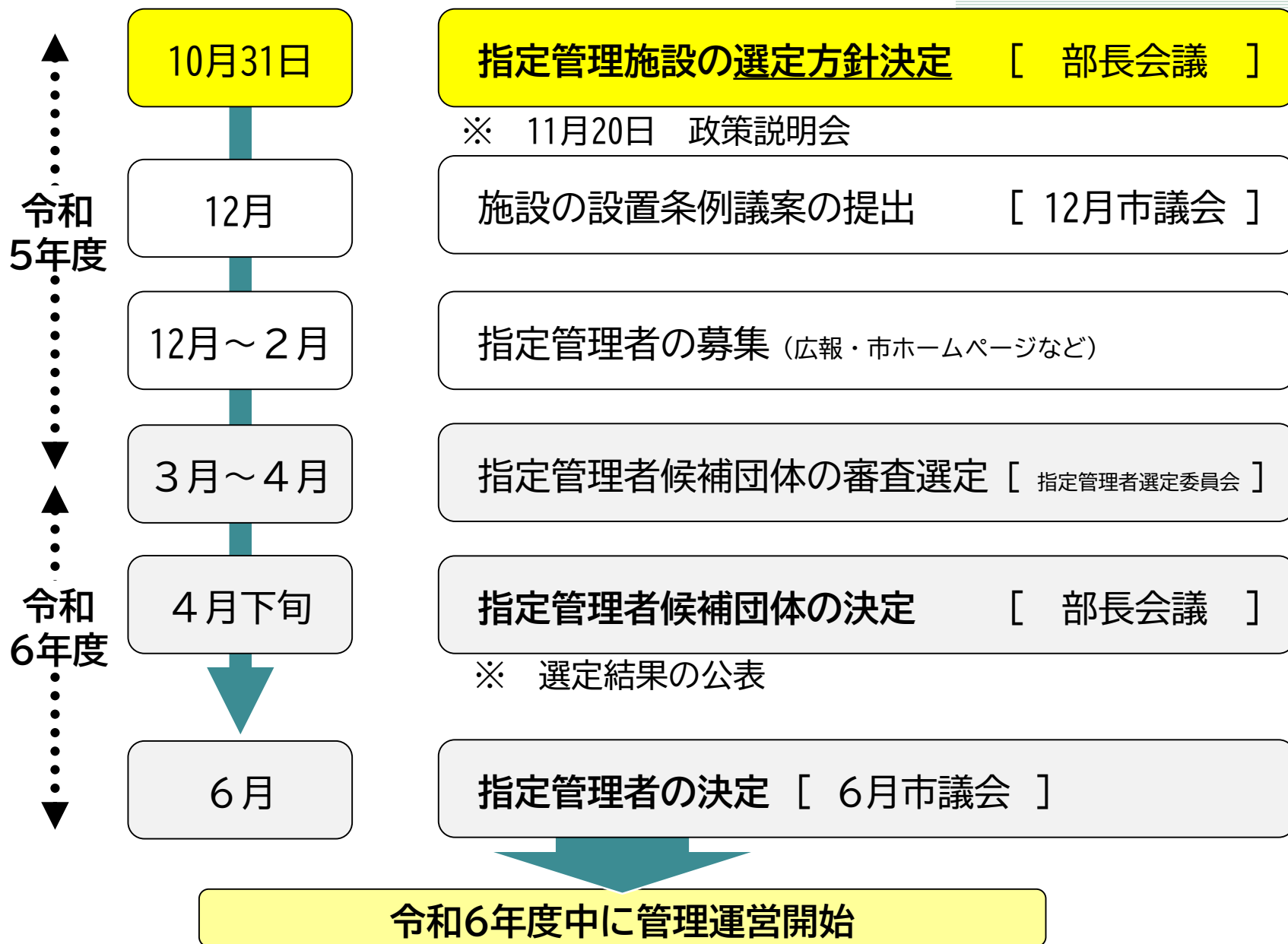
No	施設名称	施設数	指定期間
2	ながのこども館（城山公園屋内遊戯施設）	1	2年10ヶ月

**【新規導入の理由】** 当該施設は、令和4年3月末に閉館した少年科学センターの建物を転用した新たな低年齢児向けの屋内遊戯施設で、**利用者を増やすため民間事業者のノウハウを活用することから、オープンに合わせ制度を導入するため。**

**【指定期間の理由】** 公募開始時において運営実績がなく、施設維持管理に関する十分な**運営状況を応募者へ提供できないことから、指定期間を3年以内とするため。**

また、オープン前の準備期間を確保するため**開始時期は令和6年6月、満了時期を次回指定期間の開始時期を令和9年4月からとするため、令和9年3月末とする。**

指定期間の設定	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
通常の新規施設（期間；3年）の場合	指定期間（R6.6～R9.5）			
指定期間満了日を年度末とする場合（今回）	指定期間（R6.6～R9.3）			次回期間



制度導入から20年弱が経過する中で、様々な課題が顕在化してきている。

課題① 施設の性質によらず全ての施設を対象として画一的に導入を始めた結果、制度の趣旨に馴染まない施設が見受けられる。

施設面： 運営方法や運営団体において法律などの制限があり、**指定管理者の自由度が少なく、制度適用が馴染まない施設が見られる。**

ニーズ： 人口減少による環境の変化や経済状況による影響により、**制度導入当初と比べて、想定していたような施設利用が見込めない状況となったことで、馴染まなくなっている施設が見られる。**

課題② 制度導入当初の効果が時間経過とともに、測ることが難しくなっている。

制度当初： 競争性を確保するため、公募を前提で効果を測っていく。

現在： 応募がない、非公募が増えているなど、**競争性が失われつつある。費用面の効果が測れない。**

これらの課題を解決し、

今後の「公共施設マネジメント」を見据えた制度運用へ

制度導入から20年経過する中で、様々な形で制度を活用しなければならない状況に大きく変わってきている。

## 現時点で想定される公募に適さない事案

- ・ 既に制度を適用する施設において、建物の建替え（長期間の改修含む）完了後も切れ目がなく施設運営を行わなければならない場合（今回）
- ・ 施設の新設時に伴い制度を導入する施設において、グループ化している施設と一体的に維持管理・運営することが効果的・効率的である場合
- ・ 将来的に施設の廃止（民間譲渡を含む）が決定しており、次回の指定管理期間が短期間になることが明らかな場合

➔ 現在の指針では、公募によらない理由が限定的な列挙になっており柔軟な対応がとれない。

## 【 対 応 】

指定管理者制度運用の見直しの一環として、現在の指針に該当しないが非公募が望ましいと判断される事案も適用できるよう、項目を追加する。

# 「公募によらない指定管理者選定に関する指針」の新旧対照表

... 変更箇所

変更案	現在
<p>条例で定める「合理的な理由がある場合」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p>	<p>条例で定める「合理的な理由がある場合」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする</p>
<p>(1) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合</p>	<p>(1) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合</p>
<p>(2) 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合</p>	<p>(2) 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合</p>
<p>(3) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合</p>	<p>(3) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合</p>
<p>(4) 長野市PFI事業等審査委員会の審議対象となる事業（以下「PFI事業等」という。）により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合</p>	<p>(4) 長野市PFI事業等審査委員会の審議対象となる事業（以下「PFI事業等」という。）により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合</p>
<p>(5) 指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが不可能になった場合又は選定の基準に適合しなくなった場合</p>	<p>(5) 指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが不可能になった場合又は選定の基準に適合しなくなった場合</p>
<p>(6) 指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合</p>	<p>(6) 指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合</p>
<p>(7) その他、特に公募とすることが適当ではないと認められる場合</p>	<p></p>